

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

事業計画書

兵庫県 尼崎市：令和4年2月28日

1 公募団体名

兵庫県 尼崎市

2 公募団体代表者氏名

兵庫県 尼崎市長 稲 村 和 美

3 公募団体担当課

・プロジェクト事務局

兵庫県尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センターいくしあ推進課

4 公募団体のシステムの現況

別記1「システムの現況」のとおり

5 事業の実施計画

別記2「実施計画」のとおり

6 概算予算

別記3「予算規模の概要」のとおり

以 上

別記1 「システムの現況」

住民記録システム

ID・住所・氏名・世帯構成 など

保健衛生システム

ID・健診履歴・予防接種記録 など

税務総合システム

ID・所得・扶養状況 など

生活保護システム

ID・生活保護受給有無 など

障害福祉総合システム

ID・障害種別・等級 など

子ども・子育て支援制度システム

ID・保育所・幼稚園 など

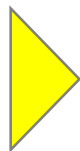
学齢簿管理等システム

ID・学校名 など

児童扶養手当システム

ID・児童扶養手当受給状況 など

既存システムからの
データ統合



①福祉系システム（子どもの育ち支援システム）



いくしあ
職員が入力

いくしあにおける各種支援情報

児童CW等の面談記録、発達相談での診察記録等

②教育系システム

校務支援システム

児童生徒の氏名、学校、学年、クラス、出欠記録 など



一部連携

保健管理システム

児童生徒の氏名、身長、体重、う歯、疾病情報 など

学校、児童、生徒の情報システム

学籍、特別支援、養護 など

別記2「実施計画」 項目一覧

〔別記2-1〕

- ・実証事業に参加する理由

〔別記2-2〕

- ・実証事業で想定するモデルプラン（何を目的に、誰と、どのデータ連携・活用して、どのように支援へとつなげることを狙うのかわかる全体像）

〔別記2-3〕

- ・実証事業で連携するデータ項目

〔別記2-4〕

- ・実証事業でデータ連携する部署、関係機関等、実証事業に参加する関係者の体制、役割等

〔別記2-5〕

- ・実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

〔別記2-6〕

- ・実証事業で連携するデータの流通と制御（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）

〔別記2-7〕

- ・実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法

〔別記2-8〕

- ・実証事業で使用するシステムの構成図

〔別記2-9〕

- ・実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制

〔別記2-10〕

- ・データ利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）の検討状況

〔別記2-11〕

- ・検証項目の検証方法

〔別記 2-1 「実証事業に参加する理由」〕

現在、本市においては他自治体に先駆け、福祉系システム（子どもの育ち支援システム）については、こどもに関わる市長関係部局が保有しているシステムのデータを連携して、要保護児童等にかかわる情報を収集し、ケース記録をこのシステムに入力し、支援に活用している。しかしながら、同システムは教育系システムと連携されておらず、学校の出欠状況や身長、体重などの学校保健データが統合されていない。そのような状況のなか、本実証事業において福祉系システムと教育系システムを接続した新統合システムの開発を目指す。

また、現行の福祉系システムでは、対象のこどもや保護者に実施した面談や支援等の記録を入力することとなっているが、その情報量は膨大であり、入力されているデータを整理し、人力で多面的に評価し、その後のリスク等を予測するためには、相当の時間と労力が必要であるといった課題がある。

そのような状況のなか、教育系システムと福祉系システムを統合した新統合システムに AI 等を実装させ、多面的なこどもと家庭の総合評価のシステムを構築することで、いじめ、不登校、虐待等の早期発見、事前予測を行い、児童専門ケースワーカー（児童 CW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が核となってプッシュ型支援を実施していくことで支援の量的、質的向上に結び付くと考えている。

なお、その作業過程において、法的、技術的、組織的課題等が明らかとなることも想定され、本実証事業においては、それらの検証も実施する。

〔別記 2-2 「実証事業で想定するモデルプラン（何を目的に、誰と、どのデータ連携・活用して、どのように支援へとつなげることを狙うのかわかる全体像）」〕

【福祉系システム、教育系システムを統合した新システムの構築】

- ・市長部局の 8 システムデータを統合した福祉系システム（子どもの育ち支援システム）と教育系システムから抽出したデータを連携統合した新統合システムを構築し、当該システムに AI 等を実装することで、保健、福祉、教育の情報を総合評価し、有機的連携によるプッシュ型支援を可能とする。

- ・新統合システムにおいては、AI 等による情報の整理、分析を行い、ハイリスクとなる可能性のある子どもを事前予測して、児童 CW、SSW らによる早期の適切な支援、介入を図るためのツールとして活用し、人的支援の量や質の向上を目指す。

- ・リスク予想等を踏まえ、重篤な虐待などの事象が発生する前に予兆を捉え、支援を必要とする子どもや家庭を早期発見し、予防的にプッシュ型の支援を実践するためのツールとし

て活用する。

【福祉系システムの改良】

- ・入力業務の省略化を図るため、音声データを文字化するツールを開発・導入する。
- ・膨大な経過記録の読み込みや評価などを経験の少ない職員でも対応できるようにするための記録入力補助機能、記録の要約機能等を実装し、業務に要する時間を短縮させ、支援の安定につなげる。

【教育系システムの運用改善】

- ・学校現場において、紙等で管理されている情報のデジタル化を推進し、業務の効率化、事務作業負担の軽減を図る。

〔別記2-3「実証事業で連携するデータ項目」〕

福祉系システムデータ項目（庁内関係システムと連携）

連携先庁内関係システム	連携データ項目
住民記録システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、続柄、世帯構成、発禁情報
保健衛生システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、発達相談歴、健診・予防接種歴、乳児全戸訪問記録
税務総合システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、所得状況、扶養状況、世帯の現況
生活保護システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、生活保護受給の有無
障害福祉総合システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、精神障害等級、身体障害等級、障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービス）の利用状況
子ども・子育て支援制度システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・児童ホームの利用状況
学齢簿管理等システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、就学先（小・中学校）
児童扶養手当システム	統一コード、氏名、生年月日、住所、性別、児童扶養手当の受給の状況

※上記は、福祉系システムの現行の連携項目であり、新システムにどの項目を連携させるかは検討中である。

教育系システムデータ項目

システム名	データ項目	
校務支援システム	基本名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年、クラス、出席番号 ・ 氏名、ふりがな ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 公簿名、公簿名ふりがな
	出席簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業日数、忌引・出席停止日数、出席すべき日の日数、欠席日数（病欠・事故欠）、遅刻日数、早退日数、欠席理由
	各教科の成績情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点別学習評価 ・ 評定
保健管理システム	検診記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身長、体重、肥満度 ・ 脊柱胸郭四肢 ・ 視力 ・ 眼科 ・ 聴力 ・ 耳鼻咽喉頭 ・ 皮膚 ・ 歯科 ・ 結核 ・ 心臓 ・ 内科 ・ 尿 ・ アレルギー

※上記は、現行のシステム項目であり、新システムにどの項目を連携させるかは検討中である。

〔別記2-4「実証事業でデータ連携する部署、関係機関等、実証事業に参加する関係者の体制、役割等」〕

プロジェクトリーダー（尼崎市理事、尼崎市教育委員会事務局参与）		
システム	福祉系システム検討チーム （子どもの育ち支援システム）	教育系システム検討チーム （校務支援システム等）
チームリーダー	尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課 （プロジェクト事務局兼務） 子どもの育ち支援センター所長	尼崎市 教育委員会事務局 教育総合センター 学び支援課
役割	福祉系システムのアップグレードや教育系システムとの統合に向けたベンダーとの調整並びにデータ内容項目の整理	教育系各システムの整理、福祉系システムとの連携に向けたベンダーとの調整
ベンダー等	シャープマーケティングジャパン株式会社	スズキ楽器販売株式会社 株式会社内田洋行
役割	検証受託事業者との契約・技術的な調整	検証受託事業者との契約・技術的な調整
備考	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトリーダーの傘下に福祉系と教育系それぞれのシステムの検討チームを置き、各システムに関する調整や統合に向けた課題整理を行う。なお、本プロジェクトの事務局は、福祉系システム検討チームが行う。 統合された新システムに関する運用管理保守体制の整理が必要。 	

〔別記 2-5 「実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体」〕

【統合された新システムのデータ】

本プロジェクト（実証事業）における統合システムについては、いくしあ推進課がその管理を行うが、統合の元となるデータの管理については各チームリーダーが中心となり行っていくことを基本とし、その役割、範囲等については、今後検討する。

【教育系システムデータ】

学び支援課が統合のために整理し、データ管理を行う。

〔別記 2-6 「実証事業で連携するデータの流通と制御（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）〕

関係者とのデータ共有手法については、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の改正及び「尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条に規定する情報を定める規則」の創設にて対応済み。ただし、新たに目的外利用するデータについては、規則改正等、所要の手続きが必要である。

○尼崎市子どもの育ち支援条例（抜粋） 平成 21 年 12 月 18 日 条例第 41 号

（要支援の子ども等に関する情報の活用）

第 18 条 市長及び尼崎市教育委員会は、第 14 条第 1 項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者(以下「要支援の子ども等」という。)の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(平 30 条例 38・追加)

○尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条に規定する情報を定める規則

平成 30 年 12 月 4 日 規則第 69 号

尼崎市子どもの育ち支援条例(平成 21 年尼崎市条例第 41 号)第 18 条に規定する情報は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児通所支援に関する情報
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に関する情報
- (3) 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による予防接種の実施に関する情報
- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害

者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(6) 療育手帳(児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付及びその障害の程度に関する情報

(7) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の決定及び実施に関する情報

(8) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報

(9) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出又は未熟児の訪問指導に関する情報

(10) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 1 号から第 8 号まで若しくは第 14 号に掲げる事項又は同法第 30 条の 45 の規定により住民票に記載される事項(同法第 7 条第 8 号の 2 及び第 10 号から第 13 号までに掲げる事項を除く。)に関する情報

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 6 条に規定するストーカー行為等若しくは児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する情報

(12) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報

(13) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)の規定による学齢簿に記載し、又は記録すべき事項に関する情報

(14) 学校教育法施行令第 20 条の規定による通知に関する情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔別記 2-7 「実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法」〕

虐待・いじめ・不登校などの課題に対して、児童 CW、SSW が実践する早期段階（プッシュ型）での見守り支援事業に活用していく。以下、そのイメージ。

【ステップ 1】

データ連携によるプッシュ支援の順位付け（以下 評価項目例示）

○重症度・リスク程度による分類

○幼稚園・保育所園の入退所日情報による評価

○健診未受診情報による評価

○遅刻・早退・欠席、身長体重測定、う歯本数などによる評価

○家族構成の変化による評価

- 精神保健福祉手帳、療育手帳、身体障害手帳取得日による評価
- DV 相談履歴による評価
- 転居回数による評価

【ステップ2】

評価の確認とプッシュ支援方策の検討と決定

- ステップ1で評価した内容を確認
- 円滑にプッシュ支援を届けるために必要な方策を検討
 - ・調整機関による内部協議レベル
 - ・定例実務者会議レベル
 - ・個別ケース会議レベル
 - ・その他（他機関への追加調査）

【ステップ3】

プッシュ支援の実行

- 多機関連携による役割分担によって支援を届ける。

ステップ2の検討結果をもとに児童CW、SSW等が役割分担を調整し、本市の取組（虐待親への支援事業「MY TREE ペアレンツプログラム」、ひきこもり若年者及び保護者等への支援事業「ユース相談」、要支援家庭への食料等支援事業「見守り強化」など）を通じて適切なタイミングに必要な支援を届ける。

- 支援と支援による効果測定⇒測定（ステップ1へ）

※【ステップ1】→【ステップ2】→【ステップ3】を循環させることを基本とし、2周目以降の【ステップ2】において、各機関からの情報を参考に支援終了の判断を行う。

※【ステップ1】→【ステップ2】の時間的短縮、客観的・適切な状況把握が期待され、【ステップ3】における児童CW、SSWが核となり、有機的な連携による量的・質的な支援の向上が期待される。

〔別記2-9「実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制」〕

【福祉系システム（子どもの育ち支援システム）運用事業者】

シャープマーケティングジャパン(株)

【教育系システムデータ運用事業者】

スズキ楽器販売株式会社、内田洋行株式会社

※システム統合に向けては、両検討チーム（別紙2-4参照）で各運用事業者も参加する中で協議調整の場を設け事業を推進していく。また、本事業終了後の管理体制についても協議していく。

〔別記2-10「データ利活用に係る倫理的な課題について検討する体制(倫理委員会等)

の検討状況〕

個人情報取扱い等について審議するため、こどもの政策研究のためにこども青少年局内に既に設置している倫理委員会の仕組みを参考に別途体制を整えるほか、外部有識者(学識経験者、法律専門家など)のアドバイザーの招聘も検討を進める。

〔別記2-11「検証項目の検証方法〕

【総務省 自治体情報セキュリティポリシーについて】

福祉系システムについては、総務省発いわゆる「三層の対策」によるセキュリティの強化に基づき「個人番号利用事務系」のローカルネットワークの中で運用している。

一方で、教育系システムについては、独立したネットワークで運用しており、相互接続する場合において、セキュリティ上の課題・対策や技術上の課題が挙げられ、解決方法について検証する必要がある。

【AIのリスク評価について】

統合した新システムに実装予定のAI等によるリスク評価やリスク予想については、従来から実施してきたリスクの判定会議の結果が基本となるが、各事象における細かな修正点を検証し、システム精度を高めていく。

【入力業務の省力化】

システム入力業務においては、煩雑さを感じている職員の個人差が顕著であり、入力情報の質・量が安定的ではないことから、音声認識ツールの導入や入力システムの集約化などの行い、入力情報の質・量の安定化とスピード化を検証する。

【ベンダーの違いやデータ管理方法の違いによるシステム統合への障害】

福祉系、教育系それぞれのシステムは、ベンダーが異なっており(サーバー方式分については、双方とも動作環境はオープン系であるが、インターフェースが必要)、さらに教育系システムについては、サーバー方式、PCアプリケーション方式が混在しており、これらのデータを一元管理する工程を検証する。

別記2-8 「システム構成図」

住民記録システム

ID・住所・氏名・世帯構成 など

保健衛生システム

ID・健診履歴・予防接種記録 など

税務総合システム

ID・所得・扶養状況 など

生活保護システム

ID・生活保護受給有無 など

障害福祉総合システム

ID・障害種別・等級 など

子ども・子育て支援制度システム

ID・保育所・幼稚園 など

学齢簿管理等システム

ID・学校名 など

児童扶養手当システム

ID・児童扶養手当受給状況 など

いくしあにおける各種支援情報

児童CW等の面談記録、発達相談での診察記録等

既存システムからの
データ統合



いくしあ
職員が入力



福祉系システム（子どもの育ち支援システム） ※既存

※本事業実施部分

新統合システム

- ・AIによるリスク判定
- ・プッシュ型支援

データ
提供



データ
提供



教育系システム※既存

校務支援システム

児童生徒の氏名、学校、学年、クラス、出欠記録 など

保健管理システム

児童生徒の氏名、身長、体重、う歯、疾病情報 など

学校、児童、生徒の情報システム

学籍、特別支援、養護 など

〔別記3「予算規模の概要」〕

① 福祉系システム改修及び教育系システムとの統合費用
94,000,000円（概算）

② 教育系システム改修費用
未定

計：(①+②) 100,000,000円（概算）